

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道労働委員会委員定数条例の施行期日を定める規則.....（雇用労政課）	29
告 示	
○有害興行の指定.....（道民活動文化振興課）	29
○平成19年北海道准看護師試験の実施.....（医療政策課）	29
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	31
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可.....（農業支援課）	31
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	31
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	31
○道路の供用の開始.....（道路課）	32
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課）	32
支 庁 告 示	
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	33
道人事委員会規則	
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	33
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	33
道公安委員会規則	
○北海道警察職員の救慰金の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	34

規 則	則
北海道労働委員会委員定数条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成18年10月27日	北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第149号	
北海道労働委員会委員定数条例の施行期日を定める規則	
北海道労働委員会委員定数条例（平成18年北海道条例第79号）の施行期日は、平成18年12月1日とする。	

告 示	
北海道告示第872号 北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。 平成18年10月27日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
興行の種別 映 画 同	興 行 の 題 名 催眠エクスタシー 覗かれた性交癖 悶絶 ほとばしる愛欲
制作会社又は配給会社 オービー映画 新東宝映画	指定の範囲 全 部
著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため	
北海道告示第873号 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成19年准看護師試験を次のとおり実施する。 平成18年10月27日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 試 験 会 場 北海道第2水産ビル 渡島合同庁舎 苫小牧市民会館 岩見沢市コミュニティプラザ 上川合同庁舎 北海道網走保健福祉事務所北見地域保健部 （北海道北見保健所） 帯広市医師会館 釧路市生涯学習センター	札幌市中央区北3条西7丁目1番地 函館市美原4丁目6番16号 苫小牧市旭町3丁目2番2号 岩見沢市有明町南1番地20 旭川市永山6条19丁目1番1号 北見市青葉町6番6号 帯広市東3条南11丁目2番地 釧路市幣舞町4番28号
2 試 験 の 期 日 平成19年2月14日（水）午後1時から午後3時30分まで（2時間30分）	
3 試 験 科 目 人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看	

護、母子看護及び精神看護

4 受 験 資 格

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成19年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成19年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成19年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成19年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が⁽¹⁾若しくは⁽²⁾に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

5 受験願書等の提出先及び提出期間

(1) 提 出 先

ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所地がある者については、最寄りの保健福祉事務所

イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所地がある者については、その市の保健所

ウ 道外に住所地がある者については、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話（直通）011-204-5251又は（代表）011-231-4111 内線 25-389）

(2) 提 出 期 間

ア 平成18年12月11日（月）から15日（金）までとする。

イ 郵便等により送付する場合は、12月15日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。

ウ 直接持参する場合は、各提出先の就業時間中に提出すること。

6 提 出 書 類

次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。

- (1) 履歴書 1通
- (2) 平成19年准看護師試験受験者整理カード（提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真（裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）を受験者写真台帳の所定欄にはり付けること。） 1通
- (3) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書 1通
- (4) 4の(5)に該当する者にあつては、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面 1通

7 受 験 手 数 料

- (1) 6,900円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付け、出願者の印章又は署名により消印すること。
- (2) 道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、郵便定額小為替によることができる。

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。

9 合 格 の 発 表

- (1) 発 表 日 平成19年3月9日（金）
- (2) 閲 覧 場 所 北海道保健福祉部保健医療局医療政策課、各保健福祉事務所及び小樽市保健所

10 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、6の(3)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成19年3月7日（水）までに北海道保健福祉部保健医療局医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

なお、平成19年3月7日（水）までに修業証明書又は卒業証明書を提出することができない者については、平成19年3月30日（金）午後5時15分までに北海道保健福祉部保健医療局医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

11 試験結果の口頭開示

受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。

- (1) 開示する内容 総合得点
- (2) 開示を行う期間 平成19年3月9日（金）から4月9日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 開示を行う場所 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び各支庁の行政情報コーナー
- (4) 口頭による開示請求に必要な書類
受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。
- (5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。
また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

12 そ の 他

- (1) 受験願書、履歴書及び平成19年准看護師試験受験者整理カードの用紙は、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課及び道内の最寄りの保健福祉事務所において配布する。
- (2) 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書き

して、120円分の切手（１部の場合）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角２号）を同封の上、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課又は道内の最寄りの保健福祉事務所に請求すること。

- (3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成18年11月30日（木）までに北海道保健福祉部保健医療局医療政策課まで申し出ること。

北海道告示第874号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、当別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成18.10. 7	理 事	山 田 智 石狩郡当別町春日町 7 番地 1
同	同	同	神 林 俊 一 同 六軒町123番地 1
同	同	同	田 淵 静 一 同 若葉1326番地20
同	同	同	前 澤 良 同 字弁華別151番地
同	同	同	上 田 実 同 対雁39番地
同	同	同	竹 田 和 雄 同 字東裏41番地
同	同	同	三 浦 衛 市 同 字茂平沢34番地37
同	同	同	岡 野 喜代治 同 川下924番地
同	同	同	青 山 雅 典 同 当別太1004番地の 4
同	同	同	佐々木 昭 雄 同 ビトエ593番地
同	同	同	森 進 同 太美町1442番地
同	同	同	山 田 裕 一 同 当別太1585番地 3
同	同	同	泉 君 雄 同 当別太1077番地 1
退 任	同 18.10. 6	同	山 田 智 同 春日町 7 番地 1
同	同	同	神 林 俊 一 同 六軒町123番地 1
同	同	同	田 淵 静 一 同 若葉1326番地20
同	同	同	平 澤 英 幸 同 字弁華別165番地
同	同	同	上 田 実 同 対雁39番地
同	同	同	竹 田 和 雄 同 字東裏41番地
同	同	同	三 浦 衛 市 同 字茂平沢34番地37
同	同	同	岡 野 喜代治 同 川下924番地
同	同	同	青 山 雅 典 同 当別太1004番地の 4
同	同	同	佐々木 昭 雄 同 ビトエ593番地

同	同	同	森 進 同	太美町1442番地
同	同	同	山 岸 敏 文 同	当別太1552番地 4
同	同	同	泉 君 雄 同	当別太1077番地 1

北海道告示第875号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 3 項の規定により、石狩高富土地改良区が管理する高富貯水池に係る管理規程の変更を認可した。

平成18年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可した管理規程の概要

高富貯水池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第876号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年10月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
栄 穂 畑地帯総合整備 [担い手育成型]	（農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道十勝支庁
美 園 同 [担い手支援型]	（農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良）	同

北海道告示第877号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第33条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年農林水産省告示第1350号のとおりである。

平成18年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者
爾志郡乙部町字豊浜361の1、361の2所在の森林について所有権を有する
麓 茂
宮 本 喜 良
爾志郡乙部町字三ツ谷85所在の森林について所有権を有する
- (2) 掲 示 場 所 乙部町役場
- 2(1) 所在が不明な者
久遠郡せたな町北檜山区太櫓56所在の森林について所有権を有する 太 田 宗治郎
久遠郡せたな町瀬棚区島歌292所在の森林について所有権を有する 山 崎 國 利
久遠郡せたな町瀬棚区島歌292所在の森林について所有権を有する 山 崎 光 利
久遠郡せたな町瀬棚区島歌292所在の森林について所有権を有する 岡 本 利 美
久遠郡せたな町北檜山区東丹羽186所在の森林について所有権を有する
北 山 久 子
久遠郡せたな町瀬棚区島歌383所在の森林について所有権を有する 新 保 泰 彦
- (2) 掲 示 場 所 せたな町役場

北海道告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ		
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 東 雁 来 江 別 線 北海道札幌土木現業所	江別市大麻519番1地先から 江別市大麻213番1地先まで	平成18.11. 6
道道 養老牛計根別停車場線 北海道釧路土木現業所	標津郡中標津町字養老牛国有林452林班い小班地先から 標津郡中標津町字養老牛国有林459林班は小班地先まで	同 18.10.31
道道 根 室 浜 中 釧 路 線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡厚岸町尾幌449番地先から 厚岸郡厚岸町尾幌511番1地先まで	同 18.11. 1 午前10時

北海道告示第879号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成18年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内中村2（Ⅰ－0－378－378）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市中村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内神威6（Ⅰ－0－384－384）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市神威（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内東光1（Ⅰ－0－423－423）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市東光（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域区域の箇所番号
稚内本通り（Ⅰ－6－6－2341）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
稚内市宝来1丁目及び同地先国有地
同 宝来2丁目及び同地先国有地
（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 同法第 8 条第 2 号に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内中央 2 丁目（Ⅰ－6－7－2342） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市中央 1 丁目及び同地先国有地 同 中央 2 丁目及び同地先国有地 同 中央 3 丁目及び同地先国有地 （次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第 8 条第 2 号に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内中央 4 丁目（Ⅰ－6－9－2344） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市中央 4 丁目及び同地先国有地 同 中央 5 丁目及び同地先国有地 （次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第 8 条第 2 号に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内港 3 丁目（Ⅰ－6－12－2347） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市港 3 丁目及び同地先国有地 （次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第 8 条第 2 号に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項	次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。） 支 庁 告 示 北海道石狩支庁告示第21号 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第 1 項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。 平成18年10月27日 北海道石狩支庁長 三 好 昇 <table><tr><th>住 所</th><th>商号又は名称</th><th>氏 名</th><th>登 録 番 号</th><th>登録取消年月日</th></tr><tr><td>札幌市中央区南10条西10丁目 1 番20号 さくらビル7階</td><td>有限会社トゥエンティフォー</td><td>杉 本 珠 美</td><td>北海道知事(1)石第02924号</td><td>平成18 . 10 . 17</td></tr><tr><td>札幌市東区北42条東 5 丁目 1 番10号 コーポ42 2階 2号</td><td>武田商事</td><td>武 田 恭 一</td><td>北海道知事(1)石第02929号</td><td>同</td></tr></table> 道 人 事 委 員 会 規 則 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年10月27日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則13－62 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。 第11条第 1 項第 4 号イ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年10月27日	住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	登録取消年月日	札幌市中央区南10条西10丁目 1 番20号 さくらビル7階	有限会社トゥエンティフォー	杉 本 珠 美	北海道知事(1)石第02924号	平成18 . 10 . 17	札幌市東区北42条東 5 丁目 1 番10号 コーポ42 2階 2号	武田商事	武 田 恭 一	北海道知事(1)石第02929号	同
住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	登録取消年月日												
札幌市中央区南10条西10丁目 1 番20号 さくらビル7階	有限会社トゥエンティフォー	杉 本 珠 美	北海道知事(1)石第02924号	平成18 . 10 . 17												
札幌市東区北42条東 5 丁目 1 番10号 コーポ42 2階 2号	武田商事	武 田 恭 一	北海道知事(1)石第02929号	同												

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13－63

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第4号イ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察職員の救慰金の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月27日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第12号

北海道警察職員の救慰金の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察職員の救慰金の支給に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「省令」という。）別表第3」に改める。

第4条中「法」を「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）」に改める。

別表第2備考1中「法第29条第2項から第5項まで」を「法第29条第5項から第7項までの規定及び省令第26条の5第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北海道警察職員の救慰金の支給に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。